

次期京都市はぐくみプランについて

1 次期京都市はぐくみプラン策定をめぐる国の動き

令和5年度は、次期京都市はぐくみプラン（以下「次期プラン」という。）策定を取り巻く状況が大きく動いた年度となった。本市としても国の動きを踏まえつつ、令和7年度以降の次期プランを策定する必要がある。

(1) こども大綱の閣議決定

令和5年4月1日に施行されたこども基本法では、国の義務としてこども施策を総合的に推進するためのこども大綱（以下「大綱」という。）の策定、各自治体の努力義務として大綱を勘案した市町村こども計画（以下「計画」という。）の策定、がそれぞれ明記されている。

また、令和5年12月22日、大綱が閣議決定された（参考資料1）。

(2) こども未来戦略の閣議決定

少子化・人口減少に歯止めをかけるため、2030年までのこども・子育て政策に関する政府指針として、若い世代の所得増加や子育て世帯の切れ目のない支援などが盛り込まれた、こども未来戦略が大綱と同日に閣議決定された（参考資料2）。

2 次期プラン策定にあたっての主な論点について

本市としても、こども基本法の理念や大綱の考え方などを踏まえ、次期プランの策定にあたって以下の論点を念頭に検討していく。

(1) 子ども・若者の社会参画・意見反映について

こども基本法において、こども政策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達と程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められています。また、こども政策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。

以上を踏まえた、子ども・若者の意見を聴く取組についての検討状況は以下のとおり。その他、既に子ども・若者の意見を聴取している取組や他の計画とも連携しながら、取組を推進していく。

ア 「子どもの居場所」である、児童館を活用した取組

児童館を利用する子どもに対するアンケートやワークショップの実施について、令和6年8月以降の実施を目指し、（公社）京都市児童館学童連盟と連携し協議を進めている。

イ 「若者の居場所」である、青少年活動センターでの活動団体と協働した取組

若者の社会参画やその声を届けることを目的とする青少年団体である、ユースカウンシル京都と協働し、若者の意見聴取やその社会参画の取組について、検討・協議を進めている（資料4－2）。

(2) 子ども・若者の居場所

子ども・若者の居場所とは、①子ども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、子ども・若者の居場所になり得ること、②その場や対象を居場所と感じるかどうかは、子ども・若者本人が決めることが、あることが示されています。

この認識に基づいて、子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者の声を聞きながら居場所づくりを進めること、また、様々なニーズや特性をもつ子ども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることが重要です。

子ども・若者の居場所については、現京都市はぐくみプランにおいても、優先的に取り組む事項として位置づけ取組を進めてきたところであり、今後は「子どもの居場所づくりに関する指針」（参考資料3）の趣旨や、本市の状況・アンケート調査結果を踏まえながら検討していく。

【年齢別の全体像】

	<乳児> (0歳～2歳)	<幼児> (3歳～5歳)	<小学生>	<中学生・高校生>	～
本市が実施		児童館 学童クラブ			
	つどいの広場		放課後まなび教室	青少年活動センター	
	こどもみらい館				
	誰でも通園制度				
地域の取組		子ども食堂等			
	子育てサロン				

上記の現状を踏まえ、今後の居場所については、①現在の居場所の拡充（増設）、②地域連携事業のような、地域ではぐくむソフト事業の推進（検討）、③子ども食堂のような民間事業への助成、といった視点で検討を進めていく必要があると認識している。

(3) 子どもの育ち

「こどもまんなか社会」を実現するため、政府全体の取組を強力に推進するための羅針盤として「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」が策定されました。

本市としてもその理念等を踏まえ、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」が一層大事にされるとともに、保護者・養育者、保育者、子育て支援者等が、社会からその尊い役割を応援され、安心して子どもの笑顔や成長を喜び合うことができる社会の実現に向け、取組を推進していく必要があります。

子どもの育ちについても、現京都市はぐくみプランにおいても、優先的に取り組む事項として位置づけ、取組を進めてきた。「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」（参考資料4）の考え方を踏まえ、本市としても取組を推進していく。

ア 全ての子どもへのひとしい保障

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、以下の取組により、一人一人の子どもの健やかな成長を支えていく。

- ・ 保育所等待機児童ゼロの継続
- ・ 保育を必要とする児童に対する国基準を上回る職員配置と待遇改善の維持・向上
- ・ 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
- ・ 「マイ保育園・こども園」「マイ幼稚園」事業の開始（令和6年3月～）
- ・ こども誰でも通園制度（仮称）の試行実施（令和6年度）
- ・ つどいの広場事業の充実（1か所増設）（令和6年度）

イ 子どもの育ちに必要な豊かな「遊びと体験」

(2)に記載した子ども・若者の居場所や学校における、文化・環境など様々な分野の体験や、地域団体の取組の情報発信等により、子ども・若者の遊びと体験の機会を提供している。

- ・ 「あつまれ！京（みやこ）わくわくのトビラ」における様々な学びの場の提供
- ・ 情報発信の強化（後掲、(4)イ）
- ・ 伝統や文化に係る教育の充実（小学校での茶道体験や中学校での華道体験など）

(4) 子ども・子育てにやさしい社会づくり

子ども・子育て政策を実効あるものとするためには、行政が責任をもって取り組むことはもとより、子どもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度や支援メニューを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人が子どもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を進める必要があります。

「こどもまんなかアクション」の推進など、様々な取組を通じて子どもや子育て当事者を社会全体で支える機運を醸成していきます。

内閣府の調査では、少子化の背景には経済的な不安定さや家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されている。一方で、その対策は、若い世代に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えてはならない、「こどもまんなか」の考えの下で、これから生まれてくる子どもや今を生きている子どもとともに結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められるともされている。

こうした中、本市が総力を挙げて進めている人口減少対策をまとめた「人口戦略アクション 2023」（参考資料5）を策定し、「住まい・子育てに関する取組」など、その方向性等をお示ししている。

次期プランにおいても、「こどもまんなか」の考えの下、子ども・子育てにやさしい社会づくりを推進していく必要がある。

ア 子育て当事者への支援

当事者への支援は、親として学び・育ち合う取組の推進や子育ての楽しさ・素晴らしさを感じることができる環境づくりなど、親育ちの促進に係る取組も含め、現プランでも推進してきたところであり、当該取組の継続を行うことはもとより、令和6年度においても支援の充実を行っている。

- ・ 「子どもを共に育む「親支援」プログラム」の実践・推進
- ・ 児童扶養手当の拡充

- ・ 高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金の拡充
- ・ 産後ケア事業における、対象者の拡充
- ・ 乳幼児健康診査（1か月児健康診査費用の助成）
- ・ こども誰でも通園制度（仮称）の試行実施【再掲】
- ・ つどいの広場事業の充実【再掲】

イ 情報発信の強化

子ども・子育てを応援する取組や施設情報など、子育て中の家庭が必要な情報を受け取りやすく、またしっかりと活用できるよう、子育て支援ポータルサイト「はぐくーも KYOTO」、京都はぐくみアプリを令和6年1月にリニューアルした。引き続き、充実に努めしていく。

ウ はぐくみ文化の深化

令和5年7月、京都はぐくみネットワーク幹事会において、幹事長及び市長が「こどもまんなか応援サポーター」に就任することを宣言した。この宣言を契機に、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に共感・賛同し、子どもたちの笑顔と健やかな育ちを支えるため、更なる「京都はぐくみ憲章」の啓発と「はぐくみアクション」の実践を推進していく。

- ・ 「京都はぐくみ憲章」の啓発・実践推進
- ・ 京都はぐくみネットワークによる地域に根差した活動の一層の推進

(5) 子ども・若者や子育て当事者の課題や支援ニーズへの対応と支援

経済的に困難な家庭の子ども、障害のある子どもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つ子どもなど、多様な支援ニーズを有する子どもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する観点から、それぞれの地域において包括的な支援を提供する体制の整備が求められます。

また、子ども・若者や子育て当事者の課題や支援ニーズは、明確な定義を定めて線引きできるようなものは少なくグラデーションであることが多い。こうしたニーズや課題は、子ども・若者の生きづらさや子育てのしにくさとして、どのような子ども・若者や子育て当事者でも多かれ少なかれ感じているものであり、個別の課題や支援ニーズへの対応は、全ての子ども・若者や子育て当事者の幸せに資するものであることに留意する必要があります。

以上のこととは、現京都市はぐくみプランにおいても、優先的に取り組む事項として位置づけており、ひとり親家庭などへの支援や、貧困、虐待・ひきこもりといった困難な状況にある子どもへの支援、社会的養育体制の整備等に取組んできた。新プランにおいては、ヤングケアラーの課題など、多様化する支援ニーズに対応するため、次期京・地域福祉推進指針や、次期はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプランなど、関連する福祉計画等と両輪に、次の取組を検討・推進していく。

ア 重層的支援体制の整備

高齢、障害、子ども、生活困窮など従来の分野・属性別の支援体制では対応が困難な地域住民の複雑化・複合化した福祉課題や支援ニーズにきめ細やかに対応するため、既存の

支援体制や取組をいかしながら、分野・属性を問わない「相談支援」、社会とのつながりや参加を支援する「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する（参考資料6、京・地域福祉推進指針（抄））。

- ・ COCO（ここ）・テラス（※）による全市的な相談支援体制等の充実
※ 地域リハビリテーション推進センター、こころの健康増進センター、児童福祉センターの一体化施設
- ・ 多様な課題や困りを抱える子ども・子育て家庭への寄り添い支援の充実
- ・ つどいの広場事業等、地域子育て支援拠点事業の重層的支援体制移行

イ 障害児福祉

総合的に障害児・者施策を推進するために策定する計画（次期はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（第3期障害児福祉計画））と連携し、支援の提供体制の整備等に取り組む。

- ・ 地域障害児支援体制強化事業（地域の事業所に対するスーパーバイズ等の実施等）
※ 参考資料7-1、7-2
- ・ 医療的ケア児等地域支援コーディネート事業の充実

ウ 児童養護施設入所児童等の権利擁護推進（(1)にも関連）

令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により、子どもの権利擁護の推進に関して、新たに「意見表明等支援事業」の実施に努めることや、子どもの権利擁護に係る環境整備を行うことが定められた。法改正の趣旨を踏まえ、本市においても、子どもの意見聴取を適切に実施するとともに、子どもの意見表明を支援するため、意見表明等支援事業を実施する。

- ・ 児童養護施設入所児童等の権利擁護推進事業（意見表明等支援事業等）
※ 参考資料7-3

3 今後各部会において主に議論いただきたい論点について

2を踏まえ、主にご議論いただきたい内容を以下の表のとおり取りまとめた。令和5年度のアンケート調査結果（別紙）を基に、ご議論いただきたい。

部会名	主な論点	所掌内容
親子いきいき保健部会	(4) 子ども・子育てにやさしい社会づくり	親育ち、妊娠出産、子育て、母子保健
青少年部会	(2) 子ども・若者の居場所	青少年、キャリア形成、社会参画、相談体制
支援を必要とする子どもたちのための部会	(5) 子ども・若者や子育て当事者の課題や支援ニーズへの対応と支援	医ケア児、障害、放課後デイサービス、児童虐待対策、社会的養育の推進、ひとり親、ヤングケアラー
幼保促進部会	(3) 子どもの育ち	未就学児の保護者、保育園等、地域の子育て、職場との両立
子育て環境づくり部会	(4) 子ども・子育てにやさしい社会づくり	少子化、結婚、出産、ワークライフバランス、情報発信
子どもの健全育成推進部会	(2) 子ども・若者の居場所	学童クラブ、放課後まなび教室、習い事
子どもの意見反映・居場所づくり部会	(1) 子ども・若者の社会参画・意見反映 (2) 子ども・若者の居場所	子どもの権利、意見反映、居場所づくり・地域支援

4 新旧プランにおける、各法定計画等の位置付け

	京都市はぐくみプラン	次期京都市はぐくみプラン
法定計画 (根拠法)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村行動計画 (次世代育成支援対策推進法) ・市町村子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法) ・自立促進計画 (母子及び父子並びに寡婦福祉法) ・市町村障害児福祉計画 (児童福祉法) ・市町村子ども・若者計画 (子ども・若者育成支援推進法) ・市町村計画 (子どもの貧困対策の推進に関する法律) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村行動計画 (次世代育成支援対策推進法) ・市町村子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援法) ・自立促進計画 (母子及び父子並びに寡婦福祉法) ・市町村障害児福祉計画 (児童福祉法) ・市町村子ども・若者計画 (子ども・若者育成支援推進法) ・市町村計画 (子どもの貧困対策の推進に関する法律) ・市町村こども計画 (こども基本法)
その他 (計画名等)	<ul style="list-style-type: none"> ・新・放課後子ども総合プラン ・社会的養育推進計画 ・子育て安心プラン ・母子保健計画 ・少子化社会対策大綱を踏まえた計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期新・放課後子ども総合プラン ・社会的養育推進計画 ・次期新子育て安心プラン ・成育医療等基本方針に基づく計画 (母子保健計画は廃止済) ・少子化社会対策大綱を踏まえた計画
関連する 本市計画等	はばたけ未来へ！京プラン 2025（京都市基本計画、京都市教育振興基本計画）、京・福祉推進指針、人権文化推進計画、はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン 等	

※ 子ども・若者育成支援推進法に基づく子供・若者育成支援大綱、こどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策に関する大綱、少子化社会対策基本法に基づく少子化社会対策大綱の3大綱は、こども基本法に基づくこども大綱に統合される。